

ประกาศ กกท.ที่ 7/2554 “ การขยายเวลาการยกเว้นอากรขาเข้าเครื่องจักรที่นำเข้ามาทดแทนเครื่องจักรที่เสียหาย
จากอุทกภัย

(非公式訳)

投資委員会布告

第 7/2554 号

件名:洪水により損害を受けた機械に代わる機械の輸入関税免除期間の延長

洪水被害を受けた奨励企業にその損害を軽減し、支援するために仏暦
2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条および第 28 条の権限に基づき、2011 年
1 月 17 日付け投資委員会は投資委員会布告第 4/2554 号件名：洪水による影響
を受けた奨励事業者の救助処置に基づく恩典付与期限を 2012 年 6 月 30 日ま
で延長し、洪水により損害を受けた機械に代わる機械の実際の生産能力の増
加を承認する。

2011 年 11 月 7 日から適用する。

布告日 2011 年 11 月 25 日

キティラット・ナラノン

副首相

委員長代理